## 令和5年度 京都府虐待防止研修（令和5年12月5日）

## 虐待防止と権利摧護

一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす川端伸子

1.

## 権利擁護から虐待防止へ

## ケア現場こそが，権利擁護の支援の最前線

> もっとも近くにいるからこそ,人権を侵害しやすい立場
> でもある

もつとも近くにいるからこそ，人権侵害から護ることが できる立場


## 人権•権利について考える

わかりやすい世界人権宣言（谷川俊太郎訳）
第3条 安心して暮らす


ちいさな子どもから，おじいちゃん，おばあちゃんまで，わたしたちはみ な自由に，安心して生きていける権利をもっています。

## あんしんを守り

障害者権利条約
Nothing about us without us
わたしたちのことを，わたしたち抜きに決めないで
その人らしい暮らし，尊厳を護る

## 権利擁護を必要とする人

権利侵害を受けていても，自分の権利を護るための権利主張を一人ですることがで きない

権利があっても，その権利の行使を一人ですることができ ない

## 権利擁護の支援の内容

## 権利侵害•虐待の防止

## 意思決定支援

その人らしい生活を支
えるケア

「虐待しないこと」が権利擁護なのではありません。「その人らしい，尊厳のある生活」への支援の一環に虐待防止があります。

## 介護サービスの運営基準改正における虐待防止規定の創設

## 運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サーヒス等の事業の人員，設徧及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）
## 趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に，利用者の人権の擁護，虐待の防止等の観点から，虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催，指針の整備，研修の実施，担当者を定めること を義務づける。

## 改正の内容

## 1 基本方針

入所者•利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

## 2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として，「虐待の防止のための措置に関する事項」 を追加。

## 3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため，以下の措置を講じなければならない旨を規定。
（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催す るとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること
（2）虐待の防止のための指針を整備すること
（3）従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
（4）上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## 施行期日等

施行日：令和 3 年 4 月 1 日（施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間，経過措置を設ける）

## 令和 3 年度報酬改定による障害者虐待防止の更なる推進

令和 3 年度報酬改定による改正内容

## 障害筲虐待防止の更なる推進

障害者虐待防止の更なる推進のため，運営基準に以下の内容を盛り込む。 ※ 令和 4 年度より義務化（令和 3 年度は努力義務）
［現
（1）従業者への研修実施（努力義務）
（2）虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

## ［見直し後］

（1）従業者への研修実施（義務化）
（2）虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会（注）を設置するとともに，委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
（3）虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）
（注）虐待防止委員会に求められる役割は，虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等
※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず，効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。【例】
（1）協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
②事業所単位でなく，法人単位での委員会設置も可
（2）委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく，最低人数は設けない

## 共通している考え方

－虐待防止委員会の設置

外部の専門家や第三者の活用案も…

■ 委員会の検討結果（虐待防止のための指針）の周知徹底
－従業員への研修の実施

■ 責任者，担当者の設置

来年度からは未実施減算も

## 障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

## 虐待防止委員会の役割

虐待防止のための計画づくり，虐待防止のチェックとモニタリング，虐待（不適切な対応事例）発生後 の検証と再発防止策の検討 等


## 





| 福祉•介護 | 令和 5 年度障害者虐待防止•権利擁 | －政篤について |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 導者 | －分汿刮の政策一覧 |
| －研修の全体信 | －講義筫料•動画 |  |
| 国及び地方公共団体は，障害者虐待の防止，障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対す る支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう，これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必 |  |  |
|  |  | ，障書者福社 |



## 講義資料•動画

講義動画は，厚生労働省YouTubeで公開します。YouTube内には，「共通溝義」，「自治体コース講義」，「管理者•虐得防止責任者コ一ス講義」に分かれており，障害者虐待防止の対応について体来的に学ぶことができます。 ※肩書きは撮影当時

## －共通講義 動画はこちら（厚生労働省YouTube）

I 資料：POF 障害者虐待防止総論－成立までの経過，社会的意義［1．5MB］ロ
II 資料：POF 障害者虐待防止法の概要［912KB］（C）
III当事者の声（※本ページでは公開していません）
IV 資料：POF 性的虐待の防止と対応［1．4MB］
$\checkmark$ 資料：PDOF 身体的拘束等の適正化の推進［784KB］心
VI 資料：POFF 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～［1．0MB］®

説 ——7請諼の動沺，

います。

－自治体コース講義 動画はこちら（厚生労働省YouTube）
I－ 1 資料：「POF 養護者による障害者虐待の防止と対応1［977KB］ロ

II 資料：POFF 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応［1．3MB］©
III 資料：POFF 使用者による障害者虐待の防止と対応［4．5MB］『
参考資料：Pop 令和4年度使用者による障害者虐待の状況等［6．4MB］
IV 資料：POFF 事実確認調査における情報収集と面接手法（基礎編）［491KB］ロ
$V$ 資料：POF 事実雄認調査における情報収集と面接手法（聞き取り面接における留意事項）［1．1MB］■
－管理者•虐待防止責任者コース講義 動画はこちら（厘生労働省YouTube）
I 資料：POFF 迲人•事業所の理念と管理者の役割［1．2MB］ロ
II－ 1 資料：PooF 虐待を防止するための日常の取組について 1 ［757KB］■
II－2 資料：FOFF 虐待を防止するための日常の取組について 2 ～身体拘束•行動制限の廃止と支援の質の向上～ ［1．7MB］
III 資料：POF 通報プロセスについて（通報した場合の準備含む）［500KB］（
IV 資料：POF 障害者虐待防止委員会，身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割［545KB］

V－2 資料：POFF 虐待防止委員会の実際の運営について～半田市自立支援拹議会の実践から～［2．1MB］『

虐待のとらえ方を知ろう

## どのような事例があるのか（高齢者虐待）

－市 の「特別養護老人ホーム」において，職員が入所者に対し「う るせえばばあ」などと発言し，市が心理的虐待と認定。過去にも同施設で職員の暴言が発覚し虐待と認定されており，「会」は対応の不十分さを認めている。
－市高龄者支援課によると，8月8日に虐待情報が寄せられ，課は8月16日に施設内の12人の職員に話を聞き，全35人の職員にアンケート調査を実施した。
－調査の結果，1人の職員が80代女性の入所者に対し「うるせえばばあ」や「たたくぞ」「水あげないぞなどと発言していたことが判明し，市は心理的虐待と断定。
－9月15日に「会」に調査結果を通知し，改善計画の提出を要請。検証期間を6力月 とし，改善計画の実施状況を碓認する予定。
－同法人は市の通知を受け，「1度目の虐待の対応が不十分だった可能性があり，抜本的な解決に取り組む」とコメントしている。

## どのような事例があるのか（児童虐待）

－は，社会福祉施設2件で虐待があったことを発表。再発防止に努める姿勢を示し ている。 －健康福祉部の気は「施設を監督する立場として監督不十分だった ことに対し，重ねてお詫び申し上げます」と謝罪した。
－市にある「県立－センター」と－ホームで虐待事案があっ たことを15日の会見で明らかにした。
－センターでは， 50 代の女性看護師が 10 代の男性入所児童に対し，他の入所者がいる前で友人の有無を問う質問や過去の交友関係に関する発言を行い，精神的苦痛を与えた。県はこれを心理的虐待と認定している。この出来事で入所者は施設を退所するための手続き中に看護師との言い争いがあった。
－県によると，看護師は「感情的になって行き過ぎた部分があったが，意図的にいじめよ うとはしていない。反省している」と話している。

－$\quad$ 局
ホームでは，児童2人が泣いてパニックになった際，管理者に呼ばれた別の児童1人が2人を叩いたり外へ連れ出そうとしたりしていた。県は児童2人が吅かれたこと を身体的虐待と認定し，また，この行為を管理者が黙認したネグレクトとしている。

## 虐待のとらえ方と防止

## 虐待の種別

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 介護•世話の放棄•放任
- 性的虐待
- 経済的虐待（高齢者•障害者の み）


「このくらい良いだろう」の時点でこ れは良くない」と気づけること，それ が虐待防止の第一歩になります
みんなやってるし え! 虐待なの??

## 過去の指導等

－高齢者虐待があった施設•事業所のうち，過去に虐待が発生していた割合は19．8\％。過去に何らかの指導等が行われていた割合は27．2\％。


## 養介護施設従事者等による虐待の発生要因

－高齢者虐待•障害者虐待とも，従事者等による虐待の発生要因として最も多かったのは，「教育•知識•介護技術に関する問題」。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因（複数回答）】


厚生労働省令和 3 年度令和 3 年度 $「$ 高龄者虐待の防止，高龄者の養護者に対する支援等に関する法律りに基づく対応状況等に関する調査結果より

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

| 教育•知識•介護技術等に関する問題 | $64.5 \%$ |
| :--- | :---: |
| 職員のストレスや感情コントロールの問題 | $54.8 \%$ |
| 倫理観や理念の欠如 | $50.0 \%$ |
| 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ | $22.0 \%$ |
| 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ | $24.7 \%$ |

厚生労働省令和 3 年度障害者虐待対応調査 $<$ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞より

## 「知らなかった」「そんなつもりなかった」「ふざけただけ」は通用しない。

見て見ぬふり，<br>組織の中で曖昧にして蓋をすることも虐待となります。<br>> 虐待のとらえ方を知ることが虐待防止の第一歩です。



## 障害者虐待防止法における養介護施設•養介護事業

－「障害者福祉施設従事者等」とは，障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下，合わせて「障害者福祉施設等」という）に係る業務に従事する者のことです。
－直接ケアサービスを提供しない施設長，事務職員等も，介護職以外で直接障害者に関 わる者も含みます。

## ○障害者福祉施設

障害者支援施設，のぞみの園
○障害福祉サービス事業等
居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，療養介護，生活介護，短期入所，重度障害 者等包括支援，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，自立生活援助，就労定着支援，及び共同生活援助，一般相談支援事業及び特定相談支援事業，移動支援事業，地域活動支援センターを経営する事業，福祉ホームを経営する事業，障害児通所支援事業，障害児相談支援事業

## 高齢者虐待防止法における養介護施設•養介護事業

－老人福祉法，介護保険法に規定されている施設，事業の業務に従事している者を養介護施設従事者等といいます。
－直接介護サービスを提供しない施設長，事務職員等も，介護職以外で直接高齢者に関 わる者も含みます。


## 高齡者虐待と身体拘束の関係

－拘束は拘束を生む悪循環に陥る。
「「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は，身体的虐待に該当。
－「緊急やむを得ない場合」とは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件全てを満たす場合で，適正手続きも求められる。

- ベルト，柵，紐等による行動制限
- つなぎ服やミトン型手袋の使用
- 立ち上がりを妨げる椅子の使用
- 向精神薬等の過剰服用
- 鍵つき居室等への隔離


## 身体拘束

## 身体機能 の低下

## リスク の増大

## 周辺症状 の増悪

## 身体機能 の低下

## さらなる身体拘束

筋力低下，関節の拘縮，心肺機能の低下などを招く

周辺症状 の増悪

## 

 ？不安や怒り，屈辱，諦め等 から，
－認知症の進行や周辺症状 の増悪を招く
－意欲が低下し，結果的にA DLの低下を招く

拘束しているが故に，
無理な立ち上がりや柵の乗 り越え等により，重大な事故が起きる危険も

## 児童福祉施設等における虐待の禁止

○児童虐待防止法 第3条
第三条 何人も，児童に対し，虐待をしてはならない。

○児童福祉法 第33条の十 虐待の禁止 十一心身に有害な影響を与える行為の禁止
小規模住居型児童養育事業に従事する者，里親若しくはその同居人，乳児院，児童養護施設，障害児入所施設，児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長， その職員その他の従業者，指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者，第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長，当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受 けて児童の一時保護を行う業務に従事する者

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の2 虐待と心身に有害な影響を与える行為の禁止

児童福祉施設の職員

研修を組み立てよう

「考える」「話し合う」研修を行うことは，「あれ？」という時に声を掛け合える関係づくりに役立ちます。

考えてみよう
利用者Aさんは，食事介助の必要な方です。大きな口をあけてパクパ クとよく食べます。気持ちのよい食べっぷりなので
「はい，あーん」「お口あけてくださーい」
「もぐもぐもぐもぐ」「おいちーでちゅねー」
と言ってしまいました。
特にこちらに反応せず，Aさんはパクパクと食べ続けます。
この行為は，してもよいことだと思いますか？？
そう思うのは何故ですか？

この職員は何故，このような行為をしたのでしょうか？

あなたなら，どうしますか？？

考えてみよう
利用者Aさんは，食事介助の必要な方です 本人を軽んじているから起こる クとよく食べます。気持ちのよい食べっぷり虐待の場面を切り取っています。「はい，あーん」「お口あけてくださーい」「もぐもぐもぐもぐ」「おいちーでちゅねー」他に考えれる例） と言ってしまいました。特にこちらに反応せず，Aさんはパクパクと

「かわいい」といって顔に落書き をする「お母さん，いっつもお迎えこな いねー」と言う

この行為は，してもよいことだと思いますか？？
そう思うのは何故ですか？
なぜしてはいけないのか，なぜ「虐待」ととらえる
べき行為なのかを考えることで，「やってはいけな
いことだ」という理解が深まります。
この職員は何故，このような行為をしたのでしょうか？
虐待の背景にあるものを考えること で，ハイリスクな状態に気づくきっか あなたなら，どうしますか？？

けになります。

## ふりかえってみてください

「かわいいと思ったから」「友達みたいな気持ちで」という理由で， ケアについての意識を緩めていませんか？

ご本人に認知症がなくても，障害がなくても，同じことをするかなぁ。

ご家族の前でも同じケアをするかなあ。

もしも，しないのだとしたら，それは，「どうせ分から ない人だから」と，どこかで思っているのかも。

それは，その方の尊厳を軽んじている，ということ ではないでしょうか？

考えてみよう
重度認知症の利用者Bさん。昼食が始まると「帰る一，帰る一」「いや だー」「こわいー」と叫んでしまいます。他の利用者さんも皆さん，びっくりした顔で見ています。「いい加減に黙ってくださいよ。集団で一緒に食事してるんです！他の方の迷惑にならないようにしてください！」と厳しく注意しました。

この行為は，してもよいことだと思いますか？？
そう思うのは何故ですか？

この職員は何故，このような行為をしたのでしょうか？

あなたなら，どうしますか？？

考えてみよう
重度認知症の利用者Bさん。昼食が始まる職員がケアの上で適切な対応 だー」「こわいー」と叫んでしまいます。他の利用者さんも皆さん，びっくりした顔て方法が分からず，困って虐待に「いい加減に黙ってくださいよ。集団で一緒至った場面を切り取っています。方の迷惑にならないようにしてください他に考えらえる例利用者が他の利用者を叩こうと しているのを見て，職員が利用者 を叮いてしまう場面など

この行為は，してもよいことだと思いますか？？
そう思うのは何故ですか？

この職員は何故，このような行為をしたのでしょうか？

あなたなら，どうしますか？？

## 認知症の症状と環境との関係

## 認知機能障害

## 記憶障害

認知暲害：
失語，失行，失認
遂行機能の障害意欲•気力の障害感情の障害：

安定性•適切性の障害自己決定の障害等

環
境
囬
物理的環境：不適切な環境刺激（音，光，陰，風，空間の広がりや圧迫）等社会的環境：不安，孤独，恐れ，抑圧，ストレス，無為，プライドの失墜 等 ケア・治療環境：水分，電解質管理，便秘，発熱，身体症状（痛み，かゆみなど） の対応への遅れ，薬の副作用，ケア提供者の不用意な言動等
BPSD（認知症の行動•心理症状）は，認知機能障害に図に示すような環境要因が加わって引き起こ される。さらに，周囲の人々が認知症者のサインに気づかないと，破局反応（パニック）に至ることがあ る。ケアに際しては，認知症者の背景にある環境要因を探り，環境を整えることが大切である。

公益社団法人日本看護協会編『認知症ケアガイドブック』照林社，2016年，p．71より引用
永田久美子：痴呆高齢者の看護．柿川房子，金井和子編，新時代に求められる老年看護，日総研出版，名古屋．2000：269－281
を一部改変して転載

## 尊厳の保持



「困った反応」を押さえつけようとするのではなく，
「なぜだろう」「どういう時は上手くいっていただろう」と話し合い，利用者の方一人ひとりにあわせたケアに向けて環境を整えていくことが大切です


アセスメント，適切なケア方法を知っておく ことが，ケアの仕事の大前提です。
「虐待しないためのケア」にならないよう， アセスメント，適切なケア方法についての研修も，行っておく必要があります。

虐待がどのようなことかを知った後は， その手前で立ち止まるためのセルフチェック の研修を行うということも有効です。 さまざまなセルフチェックリストが作成されています。


氷山の下を減らす取り組み です。

# 障害者虐待防止の手引き（チェックリスト） <br> （全国社会福祉協議会作成） 

－体制整備のチェックリストや職員セルフチェックリストが掲載されています。


## 高齢者虐待防止のセルフチェックリスト

## （東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成）

－セルフチェックのあと，どういう状態の時に虐待につながりやすい心理状況になるか，そのよう な時に，どう対応したら良いかを話し合うことができるようになっています。

高齢者虐待防止のセルフチェックリスト

虐待を引き起こしやすい心理状況にうまく対応できれば，虐待を予防できると考えられます。
下記のチェック項目にしたがって，有無にチェックをし，「ある」と答えた時には右の 2 つの欄を記入してください。
記入後，話し合って，内容を共有すると，対応方法のバリエーションが広がります。また，チームや組織として相互に助け合う方法を協議することも有効です。詳しくは，次のページの「高齢者虐待防止のセルフチェックリストの使い方」を参考にしてください。

|  | チェック項目 （虐待につながりやすい心理状況） | 有無 | どういう状態の時に虐待につながりやすい心理状況になる（なった）と思いますか？ | そのような状態•状況の時，どう対応しています か？（どう対応したら良いと思いますか？） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 利用者の「尊厳の保持」という意味が良くわ からなくなることがある | $\begin{aligned} & \hline \text { ある } \\ & \text { ない } \end{aligned}$ |  |  |
| 2 | 利用者が「守られるべき立場」にあると思え ない時がある | ある <br> ない |  |  |
| 3 | 利用者に対して丁寧に関われない時がある | $\begin{aligned} & \text { ある } \\ & \text { ない } \end{aligned}$ |  |  |
| 4 | 利用者から拒否的な反応をされ，うまく対応 できない事がある | ある <br> ない |  |  |
| 5 | 利用者に対し，「OOしてあげているのに」と思い，苛立ちを感じる事がある | ある <br> ない |  |  |
| 6 | 利用者に「どうして早くできないの？」と問 いたくなる時がある | ある ない |  |  |
| 7 | 利用者が，自分の思う様に行動しない時に苛立ちを感じる事がある | ある <br> ない |  |  |
| 8 | 利用者から大声で「呼ばれる」「怒鳴られる」時に，大声で言い返したくなる事がある | $\begin{aligned} & \text { ある } \\ & \text { ない } \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |
| 9 | 利用者から「吒かれる」「強く掴まれる」時に， ついやり返したくなる時がある | $\begin{aligned} & \text { ある } \\ & \text { ない } \end{aligned}$ |  |  |
| 10 | 排泄介助の場面で臭いが我慢できず，対応す るのが嫌になることがある | ある <br> ない |  |  |
| 11 | 利用者の話を最後まで聞けない，言いたい事 や動作を待てないと感じる事がある | ある ない |  |  |
| 12 | 利用者から呼ばれているのに，聞こえないふ りをして反応したくないと感じる事がある | ある ない |  |  |

保育所•認定子ども園等における人権擁護のための セルフチェックリスト（全国保育士会作成）
－子どもの権利条約とも紐づけて，「良くない」かかわりをチェックし，良いかかわりのポイントが解説されています。
※日々の自らの保育を振り返り，「良くない』と考えられるかかわり」について，「している（した ことがある）」「していない」のいすれかにチェックをつけてください。

| No． | $\begin{aligned} & \text { 一日の } \\ & \text { 流れ } \end{aligned}$ | 「良くない」と あなたの考えられるかかわり浟热氏゙は？チェック闌 |  | より良いかかわりへの ポイント |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 登 園 時 | 朝，母親に抱かれて，な かなか離れられない子ども に「ずっと抱っこしてもらっ ていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。 | $\begin{aligned} & \text { 口していない } \\ & \text { 口している } \\ & \text { (したことがある) } \end{aligned}$ | 「恥すがかい」という表現は，大人の価値観の押しつけになる可能性があります。 <br> たとえば，「お母さんの抱っ こって嬉しいね」等，子どもの気持ちを受け帰め，子どもが好 きな遊びに誘うなどして気持ち を切り替えられるよう働きかけ ると良いでしょう。 |
| 2 | 日 | 製作活動で子どもが描い た作品をみて，「そこ違うよ。 もう一枚描いてみる？」と だけ言って，描きなおすよ うに働きかけた。 | ロしていない <br> ロしている （したことがある） | 子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく，子どもの自由な発想を認めるかかわりをし ましょう。 |
| 3 | 中 | 排泄の失敗への対応をそ の場で行ったり，周囲に知 らせたり，その失敗を責め る言葉がけをする。 | ロしていない <br> ロしている （したことがある） | 子どもの兴恥心や傷ついた気持ちに配慮し，トイレ等の人目 につかない場所で，「着替えをし たら気持ちよくなるからね」 等 と声をかけて対応しましょう。 |

## 4

組織としての取り組みを

組織全体で虐待防止に取り組むことを示すことが，もっとも大切です。


考えてみよう
利用者Cさんは，介助しようとすると「ばか！」「あっちいけ！」と抵抗し て爪を立て，こちらの腕をギューッと掴みます。爪の跡に血がにじむほ どの力です。思わず「そんなことばっかりやってると，みんなに嫌われち やいますよ！私も次から来ないからね！」と言ってしまいました。

この行為は，してもよいことだと思いますか？？
そう思うのは何故ですか？

この職員は何故，このような行為をしたのでしょうか？

あなたなら，どうしますか？？

考えてみよう
利用者Cさんは，介助しようとすると「ばか て爪を立て，こちらの腕をギューッと掴みま

職負が「痛い」と思う場面を切り取っています。

どの力です。思わず「そんなことばっかりゃ
他に考えらえる例
利用者に唾を吐きかけられる脛を蹻られる

この行為は，してもよいことだと思いますか？？
そう思うのは何故ですか？

この職員は何故，このような行為をしたのでしょうか？

あなたなら，どうしますか？？

$$
\begin{gathered}
\text { 一人ひとりにあわせたケアに向けて環境を整えることが重要 } \\
\text { ということはわかりました。 } \\
\text { でも, それまでは, 利用者さんに何をされても } \\
\text { 私たちは, ただ我慢すればいいってことですか? }
\end{gathered}
$$

いいえ，皆さんが安心してケアを提供できる環境 づくりを，経営層は行っていきます。

虐待防止は，職員一人一人だけが取り組むので はなく，組織全体で取り組むものです。

## 職員の安心を守る視点でのハラスメント対策

－利用者の行為は，ケアの不適切さに起因するものの場合もあります。どのようなケアの時 に暴力が起きないのか等，話し合っていくことは大切です。
－一方で，組織としての対策をとるべきハラスメントが起きている場合もあり，ハラスメント対策マニュアル及び研修の手引きも発行されています。
－大切なのは，「職員一人で悩ませない，我慢させないこと」


## 養介境施設従事者等による高齡者虐待の背景要因



ふ作成にあたり三瓶徹氏（北広島リハビリセンター特養部四恩園施設長）作成資料を参考にした

「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」（認知症介護研究•研修 （仙台•東京•大府）センター）より）

$$
1
$$

なぜ，高齢者虐待防止に取り組む必要があるの？

## 需

ある事例

ある高駖者施設で，職員のカワパタさんが利用者の田中タロウをんのベッドで，オムッ交換を行ってい ます。この2～3日，元気かなない田中さん。カワハイタさん はオムッ゙を替えなから，「名口ちゃん，是近元気がない でしょっどうしたの～つり話しかけました。それで



## 考えてみよう

Q1・なぜ，職員のカワハイタさんはなでべそを一ん」と言って，利用者田中さんのおへそを押したのでしょうが Q2•黙って目を伏せた田中さんはどのような気持ちだったと思いますか？
Q3－田中さんの娘さんが何も言わずに㴆つたのは，なせでしょうか？


いい一。でベそさ一ん」と話しかけながら，田中さん のおへそを押しました。田中さんは黙って目を伏せま した。オムッ交挨が絡わってカーテンを開けると， そこには面会に来た田中さんの娘さんが立っていま した。娘きんは，お父さんである田中さんにも，職員 のカワバタをんにも声をかけず，そのまま渴って しまいました。

## 学び，理解しよう

「悪気がない」からといって，「やっていいこと」ではない
 してやったことかもしれません。しかし，私たちが提供 「どのような方法をとれば元気になってもらえるのかりと ているのは，対等を立場で然約に基ういて提供している，いう，正確な情報収菒も課型分析もないまま思いつき
利用者である田中さんを媛つけてもいいということにはは ません。

「このくらいは，いいんじゃない？」をそのままにすると，
より大きな「虐待」が生じる
「この程度の発言を暴言として虐待ととらえる必要は らすす早期に対応を行い，防止に努めることが求められ ないんじゃない？」という考え方もあるかもしれません。ます。「このくらいは，いいんじゃない？」と権利徣害 しかし，利用者の権利が侵害されていればそれは虐待を放置すると，それがとんとん拡大する侕向があるか であり，命に関わるような重篤なものかとうかに関わらです。

## 利用者やその家族は，

「嫌なことを嫌だ」と言いにくい状況におかれている
施設を利用している高㓯者の多くは，誰かの手を借り しい」と声をあげることができるでしょうか？田中をん なければ生活することができない状況にあります。家にや田中さんの娘さんの，言いたくてもも言えない無言の
 で，「迫れて帰りたくても綃れない」状況の方が大孧 自分で自分のことを主張できない利用者の「声なき声」



## 

通りかかっったフロアリーターは重情を聞き，「まず
通りかかっったフロアアーターは事情を閉き，「まず私は田中さんのご様子を確㩆してきます。それから一舶に，田中さんと娘さんに貄りにいきましよう どうやったら，最近元気がない田中さんに元気に なってもらえそうかっ今日のタウのミーティング でみんなと話し合おうね。明日，高䜽者虎待防止 の勉強会をするから，今回のことをなんなと話し合いましよう」と，カワバタさんに言いました。翌日，勉強会に出たカワパタさんは，自分のしたこ とは慮待だったのかもしいれない…と気つまました


施設内での高齢者虐待防止研修に役立つ小冊子です。 ダウンロードして活用いただけるようになっています。


利用者の尊厳保持と虐待防止に取り組む
先には，利用者の笑顔があります。
その笑顔を支えることで，私たちも仕事に誇りを持ち，笑顔で働くことができる

のではないでしょうか？

